

国 都 計 第 198 号
令和 5 年 3 月 27 日

都道府県、政令市、中核市、施行時特例市
開発許可担当部長 殿

国土交通省都市局都市計画課長

「道路事業と併せた電線共同溝に関するガイドライン」について

貴職におかれましては、平素より開発許可行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

「無電柱化の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 120 号）第 1 2 条に基づき、道路事業が実施される場合は、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされています。また、同法第 7 条に基づく「無電柱化推進計画」（令和 3 年 5 月 25 日国土交通大臣決定）では、新設電柱の抑制のために、道路事業と一体的に無電柱化整備を行う際に同時整備を積極的に活用し、効率的な無電柱化を推進することとしています。

これまでの同時整備は、現況需要がある場合に、その対応に必要な電線に加え、将来需要に見合った電線を対象に管路等の整備（以下、同時整備（通常埋設）という）を行うものです。

今般、別添のとおり、「道路事業と併せた電線共同溝に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）として必要な事項を定め、同時整備（通常埋設）に加え、道路整備時に現況需要がない場合でも、将来需要に見合った電線を対象として、管路等を道路事業と同時に整備すること（本整備の方法をガイドラインでは「同時整備（事前埋設）」という）を新たに取り組むことされたので、開発許可制度における事務処理にあたって参考とされるようお願いいたします。

なお、本ガイドラインの内容については、関係省庁及び関係事業者と調整済みであることを申し添えます。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令市、中核市及び特例市を除く。）に対して、本通知を周知願います。